

【アップロードする書類等一覧（提出書類等一覧）】

番号	WEB上からダウンロードしたものに押印しアップロードする書類等 ◆次の①～⑤は以下の手順で作成したものを提出していただきます。 WEB上で必要事項を入力→ダウンロード→内容確認のうえ押印等 →アップロード	摘要欄	
		請負	売買
①	令和4年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約	△	●
②	耐震要件に関する同意書	—	●
③	建築士による工事内容確認書（耐震・ZEH水準・認定） ・耐震性能 ・ZEH水準 ・認定低炭素住宅	○	○
④	建築士による工事内容確認書（加算） ・三世帯同居加算 ・バリアフリー加算 ・地域住文化加算	○	○
⑤	地域材に関する確認書	○	○
<b>補助事業者が準備するもの</b>			
⑥	売買契約書	—	●
⑦	対象住宅の着工直後の現地写真	—	●
⑧	要件に係る工事の変更に関する工事請負契約書等 <b>※変更に伴う工事請負契約書等は必ず完了実績報告時に提出すること</b>	△	—
⑨	工事請負契約や売買契約に基づく「支払い記録」（⑧の変更分を含む） （支払い記録：領収書及び送金伝票等の写し）	●	●
⑩	対象住宅の工事完了後の現地写真	●	●
⑪	検査済証の写し	●	●
⑫	低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し	●	●
⑬	一次エネルギー消費量計算（4頁）の写し （認定申請時の所管行政庁の受付印、又は、指定確認検査機関の受付印があるもの）	●	●
⑭	変更に係る低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し （変更に係る認定申請を行った場合）	○	○
⑮	低炭素建築物新築等計画に基づく 工事完了報告書の副本の一式の写し （行政庁への提出義務があり、所管行政庁の受付印がある場合）	○	○
⑯	③、④の工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し	○	○
⑰	確認申請の完了検査を申請した際の設計図書、または、認定申請の際の設計図書 <b>※設計図書・・・配置図、平面図、立面図4面</b> <b>※所管行政庁の受付印、又は、指定確認検査機関の受付印があるもの</b>	●	●
⑱	耐震・性能確認資料	○	○
⑲	ZEH水準・性能確認資料	○	○

⑳	バリアフリー加算・性能確認資料	○	○
㉑	地域住文化加算・要件確認資料	○	○
<b>買主が準備するもの</b>			
㉒	買主の印鑑登録証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） 共同事業実施規約や耐震要件に関する同意書に実印を使用した場合 等	—	○

(摘要欄の凡例)

- ：必須書類
- ：該当する場合に必要となる書類
- △：交付申請時から変更がある場合
- ：該当なし

⑱～㉑ 後述参照

**\* 耐震関係、ZEH水準、各加算に関する確認資料と「建築士による工事内容確認書」について**

**【⑱ 耐震・性能確認資料】**

- ・「高度省エネ型・ZEH 水準かつ構造対応」、「高度省エネ型・ZEH 水準」で申請している物件は「⑱耐震・性能確認資料」の提出が必要です。
- ・性能確認資料(い)～(に)の書類 と 工事内容確認資料(a)～(d)の書類を提出してください。右欄・左欄に記載の書類内容を確認し対応してください。《注1》

性能確認資料	工事内容確認資料
(い)～(に)の何れか	左記の(い)～(に) を選択した場合、 (a)～(d)の何れか
(い) 長期優良住宅認定通知書、 長期優良住宅適合証、確認書等の写し、 設計内容説明書の写し (受付印があるもの)	(a)長期優良工事完了報告書の写し (所管行政庁の受付印があるもの)  <工事完了報告書の提出不要な行政の場合> ③建築士による工事内容確認書 及び ⑱工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
(ろ) 設計住宅性能評価書、設計内容説明書 (受付印があるもの)	
(は) フラット 35S 設計検査に関する通知書、設計内容説明書(要審査済印、 <u>耐震性選択に限る</u> )	(b)建設住宅性能評価書  (c)フラット 35S 施工現場検査に関する通知書、適合証明通知書(要審査済印、 <u>耐震性選択に限る</u> )
(に) 建築士法による「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」 《注2》	(d)③建築士による工事内容確認書及び ⑱工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
上記(い)～(に)の書類がない場合 (d)③建築士による工事内容確認書及び ⑱工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し	

《注1》

交付申請は「構造計算」で申請、完了実績報告で「壁量計算等による耐震等級2」に変更した場合、耐震性能の下方変更となり「廃止」となりますのでご注意ください。

《注2》

所在地欄には対象住宅の地名地番、備考欄には建築主名を記入していること。

【⑱ ZEH 水準・性能確認資料】

- ・「高度省エネ型・ZEH 水準かつ構造対応」、「高度省エネ型・ZEH 水準」で申請している物件は「⑱ZEH 水準・性能確認資料」の提出が必要です。
- ・性能確認資料(へ)～(り)の書類 と 工事内容確認資料(e)～(g)の書類を提出してください。右欄・左欄に記載の書類内容を確認し対応してください。

性能確認資料		工事内容確認資料
(へ)または (と)～(り)の何れか		左記の(へ)を選択した場合は(e)のみ、 または、(e) 及び(f)～(g)の何れか
新 基 準	(へ) ⑫低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し <b>※新基準のもの</b>	(e)⑮低炭素建築物新築等計画に基づく 工事完了報告書の副本の一式の写し (要行政受付印)  <⑮提出不要な行政の場合> ③建築士による工事内容確認書 及び ⑯工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
	(と) ⑫低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し <b>※現行基準のもの</b> 及び ・BELS 評価書(2 頁) <注 3> ・一次エネルギー消費量計算(4 頁)、 (BELS 評価機関の受付印のあるもの) <注 3> ・「BELS の ZEH 等の基準および品 確法 5 - 2 の等級判定に関する計 算書」 <注 3><注 4>	上記項目(e) 及び (f)建設住宅性能評価書
現 行 基 準	(ち) ⑫低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し <b>※現行基準のもの</b> 及び ・設計住宅性能評価書 <注 5>	上記項目(e) 及び (g)③建築士による工事内容確認書 及び ⑯工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
	(り) ⑫低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し <b>※現行基準のもの</b> 及び ・建設住宅性能評価書 <注 5>	

### 《注3》

- ・BELS評価書は2枚つづりです。「評価の結果」のページも忘れずに提出してください。
- ・【ZEH水準】の「断熱等性能等級5」及び、「一次エネルギー消費量等級6」であることを確認してください。
- ・「一次エネルギー消費量計算(4頁)」、「BELSのZEH等の基準および品確法5-2の等級判定に関する計算書」は、原則、BELS評価機関の受付印のあるもの提出してください。
- ・BEIの値0.8以下(★の数が5つ)であることを確認してください。但し、太陽光発電等が一次エネルギー消費量計算に含まれる場合、BEIの値0.8以下(★の数が5つ)であっても要件を満たさない場合があります。

※BEIの値は、「設計一次エネルギー消費量(その他の一次エネルギー消費量を除く)」を「基準一次エネルギー消費量(その他の一次エネルギー消費量を除く)」で除して得た値とし、再生可能エネルギー等(太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆潮流によるエネルギーのこと。以下同じ)を除いたものです。

- ・店舗等の非住宅と併用する場合、BELS評価書は、住宅部分のみを対象として取得してください。
- ・認定低炭素を取得した際の一次エネルギー消費量計算からBELS取得時の一次エネルギー消費量計算の内容が変更になった場合は、必ず認定を取得した所管行政庁にご連絡頂き対応してください。(原則、認定申請・BELS申請ともに竣工時の仕様で取得してください。)

### 《注4》

#### 「BELSのZEH等の基準および品確法5-2の等級判定に関する計算書」

- ・太陽光発電、コージェネレーション設備が有る場合のみ添付してください。
- ・BELS評価機関の受付印のあるものを提出してください。
- ・(一社)住宅性能評価・表示協会のHPからダウンロードすることができます。

<https://www.hyoukakyukai.or.jp/bels/siryo.html>

上記アドレスにアクセスしていただくとExcel版「BELSのZEH等の基準および品確法5-2の等級判定に関する計算」(以下「計算書」という。)のダウンロードができます。

「はじめに(お読みください)」を必ず読んでいただいた上で使用してください。

また、今後予定される省エネ法関連の改正により、本計算書は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき頂きたく宜しくお願い致します。

### 《注5》

設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書(表紙および等級記載部)

- ・【ZEH水準】性能確認資料とする場合は「断熱等性能等級5」、及び「一次エネルギー消費量等級6」である必要があります。
- ・設計住宅性能評価で変更が生じた場合は変更の設計住宅性能評価書を取得してください。取得できない場合は当該評価書を活用することはできません。
- ・設計住宅性能評価書を性能確認資料とする場合は、③「建築士による工事内容確認書」及び⑩工事内容確認を行った建築士の免許証の写しも提出してください。

**【㉔ バリアフリー加算・性能確認資料】**

- ・性能確認資料(ぬ)～(る)の書類 と 工事内容確認資料(h)～(i)の書類を提出してください。  
右欄・左欄に記載の書類内容を確認し対応してください。

性能確認資料	工事内容確認資料
(ぬ)または(る)の何れか	(h)または(i)の何れか
(ぬ) 設計住宅性能評価書 (高齢者等級3)	(h)建設住宅性能評価書
(る) 建設住宅性能評価書 (高齢者等級3) 《注6》	(i)④建築士による工事内容確認書 及び ⑩工事内容確認を行った建築士の建築士 免許証の写し

《注6》

【バリアフリー加算】の性能確認資料とする場合は、**高齢者等配慮対策等級(専用部分)等級3**以上である必要があります。

**【㉕ 地域住文化加算・要件確認資料】**

- ・下記の書類を提出してください。

要件確認資料	工事内容確認資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成写真 (グループの共通ルールで定める3つ以上の要素の設置状況の現地写真)</li> <li>・平面図、立面図等 (グループの共通ルールで定める3つ以上の要素が確認できる平面図、立面図等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④建築士による工事内容確認書 及び</li> <li>⑩工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し</li> </ul>

**【三世帯同居加算・要件確認資料】**

- ④「建築士による工事内容確認書」及び ⑩工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写しを提出してください。(交付申請時から変更がある場合は平面図(配置図)の提出)

**【地域材加算・要件確認資料】**

- ⑤「地域材に関する確認書」を提出してください。

## 《WEB上からダウンロードしたものに押印しアップロードする書類等 ①～⑤》

### ① 令和4年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約 (売買契約の場合)

- ・(イ)(ロ)(ハ)のそれぞれを選択し入力してください。
- ・売買契約の締結が紙媒体ではない場合(電子契約)は、申告欄にチェックを入力してください。その場合、買主の押印については印鑑の証明ができる実印とし、印鑑登録証明書の写し(3ヶ月以内に発行されたもの)も一緒に提出してください。
- ・買主名、補助事業者名等は申請書の内容が連動します。買主が4名以上になる場合は、ダウンロードしたものに記名してください。
  - ➡ 必要事項を入力したものを**2者(買主、補助事業者)の押印により2通作成し、各々で保有**してください。実施支援室には補助事業者が保有しているものをアップロードしてください。入力もれや押印もれがある場合は再度提出していただきます。
- ・それぞれの押印について、**買主の印は、住宅の売買契約書と同一の印鑑による押印、又は印鑑の証明ができる実印**とし、実印による場合は、印鑑登録証明書の写し(3ヶ月以内に発行されたもの)も一緒に提出してください。**補助事業者の印は、交付申請書で使用したものと同一ものを使用**してください。
- ・買主名は、売買契約書と同一の方としてください。売買契約書の建築主が連名の場合は、連名としてください。
- ・第2条(イ)で「有り」を選択した場合、返還補助金の概要について別紙を作成のうえアップロードしてください。

#### 別紙に記入する事項

補助金の返還を求められた補助事業の名称、当該補助事業の補助事業者、返還命令日、返還日、返還額(円)、返還事由

- ・第2条(ハ)は、以下の(1)～(3)のいずれかの関係にある場合(以下「関係会社等」という)は、「該当する」を選択します。

この場合、三者見積りを提出するか、利益相当分を補助対象工事費から除いていただきます。「該当する(三者見積りを提出)」、「該当する(原価による申請)」何れか選択をしてください。

  - (1) 100%同一の資本に属するグループ企業
  - (2) 補助事業者の関係会社(財務諸表等規則第8条第8項で定めるもの。上記(1)を除く。)
  - (3) 補助事業者の役員である者(親族を含む)、又はこれらの者が役員に就任している法人

### ② 耐震要件に関する同意書

- ・申請住宅が壁量計算等で耐震等級2、耐震等級1の場合に提出が必要です。

### ③ 建築士による工事内容確認書(耐震・ZHE水準・認定)

- ・耐震性能、ZEH水準について建築士により、性能確認書類どおりに工事が完了していることを現地確認していただく必要があります。
- ・認定低炭素住宅について⑮で所管行政庁に完了報告の提出が必要ない住宅や、完了報告時に所管行政庁の受付印が押された副本がない住宅の場合は、建築士により、認定低炭素住宅の認定どおりに工事が完了していることを現地確認していただく必要があります。
- ・確認した建築士情報はWEB入力したものが連動します。

- ➡ 必要事項を入力したものをダウンロードしていただき、証明した建築士が押印のうえアップロードしてください。

#### ④ 建築士による工事内容確認書（加算）

- ・三世同居加算、バリアフリー加算、地域住文化加算について、建築士により対象住宅が各加算要件に適合していることを現地確認していただく必要があります。
  - ➡ 必要事項を入力したものをダウンロードしていただき、証明した建築士が押印のうえアップロードしてください。

#### ⑤ 地域材加算に関する確認書（地域材加算を受ける場合のみ提出）

- ・地域材加算を受ける場合は、施工事業者が納品書や木材証明書をもとに当該住宅に使用した地域材について証明する必要があります。証明するための確認資料は必要に応じて提出を求めることがあります。証明した内容と異なる場合は、地域材加算が受けられない場合がありますのでご了承ください。
  - ➡ 必要事項を入力したものをダウンロードしていただき、施工事業者が押印のうえアップロードしてください。

### 《アップロードする書類等 補助事業者が準備するもの ⑥～⑨》

#### ⑥ 売買契約書

- ・次の内容を満たす売買契約書を完了実績報告時に提出してください。
  - 買主・売主の記名・押印、契約日、契約額（土地と建物のそれぞれの金額及び税額がわかるもの）、対象住宅の情報（建設地等）、支払時期・額が明記され、収入印紙の貼付消印や印紙税納付計器による納付印等があるものに限りです。
  - ただし、売買契約の締結が紙媒体ではない場合（電子契約）は、共同事業実施規約において申告してください。

#### ⑦ 対象住宅の着工直後の現地写真

- ・年度（令和5年3月31日）内に着工していることが確認できる「着工後原則3日以内」の写真としてください。
- ・所定の内容（撮影日・物件名）が記入されている看板の入った写真を提出してください。「マニュアル第1章4. 3 現地の写真撮影」及び「マニュアル第1章別添1」をご参照ください。

#### ⑧ 要件に係る工事の変更に関する工事請負契約書等の写し

- ・**交付申請後に契約を全額やり直した場合は、事業廃止扱いとなりますのでご注意ください。**
- ・要件に係る工事の変更に関する工事請負契約書等は必ず提出してください。
- ・「支払い記録」で、工事請負契約金額とは別に、補助対象外経費のみの変更契約の費用と一括で入金されている場合は、補助対象工事が含まれていなくても補助対象外経費のみの変更・追加工事契約書等も提出してください。

#### ⑨ 工事請負契約や売買契約に基づく「支払い記録」（⑧の変更分を含む）

- ・契約に基づく工事費等の支払いを証明する書類として「領収書」と「送金伝票等」の両方の写しを提出してください。契約に基づく工事費等の全額分（消費税を含む）が対象です。
- ・「領収書」「送金伝票等」の両方が揃わない場合は、補助金が支払われない、又は減額となる場合があります。

- ・当初の工事請負契約から要件に係る工事の追加等により工事費が変更となる場合は、これらの「領収書」と「送金伝票等」の両方の写しも提出してください。
- ・「**領収書**」とは、領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日、が明記され、収入印紙に貼付け消印があり、補助事業者または施工事業者(分離発注先)が建築主(売買契約による住宅は買主)に交付したものです。この「領収書」の写しを提出してください。
- ・領収書が紙媒体ではない場合(ファクシミリや電子メールに添付して発行される領収書)は、その旨が確認できる領収書を提出してください。
- ・「**送金伝票等**」とは、金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できるものとして、「**通帳、振込受付書(金融機関の受付印のあるもの)、振込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の記録**」の写しのことです。補助事業者または施工事業者(分離発注先)が金融機関を通じて建築主(買主)から支払いを受けた記録、または、建築主(買主)が金融機関を通じて補助事業者又は施工事業者(分離発注先)に支払った記録の何れかでも結構です。
- ・「領収書」及び「送金伝票等」の写しに、「支払い記録の確認チェックシート」の「支払い記録の区分」に記入した額の区分番号(①、②、③・・・)を記入してください。
- ・通帳の写しを提出する場合は、支払い・入金記録の該当ページの他、その通帳の口座名義が記載されている部分の写しも提出してください。  
また、支払い記録部分のみを切り出したものは不可とし、ページ全体の写しとしてください。  
なお、本件の支払い記録以外の部分を隠して頂いても結構ですが、通帳であることが確認できるものとしてください。
- ・領収書発行者の控えや、独自の出入金管理システムの写しは不可です。

#### ⑩ 対象住宅の工事完了後の現地写真

- ・「マニュアル第1章4.3 現地の写真撮影」及び「マニュアル第1章別紙1」をご参照ください。  
内観写真は不要です。工事完了後の外観写真を提出してください。

#### ⑪ 検査済証の写し

- ・確認申請の手続きを必要とする住宅の場合は必ず提出してください。
- ・提出頂く⑫「**低炭素建築新築等計画住宅 認定通知書の写し**」と「地名地番」、「建築主」が必ず整合するようにしてください。
- ・確認申請の計画変更をしている場合、変更内容が確認できる書類も提出してください。

#### ⑫ 低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し

- ・「令和4年4月1日(現行基準)」の認定の基準で取得した認定通知書の場合は、令和4年9月30日までに物件登録及び交付申請をしていただく必要がありますのでご注意ください。  
なお、「高度省エネ型・ZHE水準かつ構造対応」と「高度省エネ型・ZEH水準」で申請している物件については、令和4年4月1日(現行基準)の認定の基準で取得した認定通知書であっても、BELS評価書等のZEH水準であることが確認できる書類の提出があれば令和4年10月1日以降でも物件登録及び交付申請は可能です。
- ・提出頂く⑪「**検査済証の写し**」と「地名地番」、「建築主」が必ず整合するようにしてください。
- ・交付申請時に、「採択日以降に着工していないことが確認できる書類」として、低炭素建築新築等計画住宅の写しの写しを提出している場合でも提出してください。

**⑬ 一次エネルギー消費量計算（4頁）の写し**

- ・低炭素建築物新築等計画住宅を申請する際の一次エネルギー消費量計算(4頁)を提出してください。

(所管行政庁の受付印、又は、指定確認検査機関の受付印のあるものを提出してください)

**⑭ 変更に係る低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し**

- ・工事内容が変更となった場合は、所管行政庁に変更に関する手続きについて確認し、その指示に従ってください。
- ・変更に係る認定通知書が交付された場合は、その写しと変更内容が確認できる書類を併せて提出してください。

**⑮ 低炭素建築物新築等計画住宅に基づく 工事完了報告書の副本一式の写し**

- ・認定住宅の認定手続きに基づく工事完了報告です。所管行政庁に確認の上必ず提出し、所管行政庁の受付印がある工事完了報告書の副本一式の写しを提出してください。
- ・所管行政庁に提出の際、必ず正副2通を用意し、1通は受付後の返却を求めることで、「受付印」がある工事完了報告書の副本一式としてください。
- ・工事完了報告書に所管行政庁の受付印がない住宅の場合は、「③ 建築士による工事内容確認書」も併せて提出してください。

**⑯ ③、④で工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し**

- ・③、④で認定住宅への工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写しを提出してください。

**⑰ 確認申請の完了検査を申請した際の設計図書、または、認定申請の際の設計図書**

- ・確認申請の完了検査を申請した際の設計図書、または、認定申請の際の設計図書を提出してください。(所管行政庁の受付印、又は、指定確認検査機関の受付印のあるものを提出してください)

※設計図書・・・配置図、平面図、立面図4面

- ・設計図書に受付印がない場合は、「③ 建築士による工事内容確認書(耐震・ZEH水準・認定)」を作成し、建築士の免許証と併せて提出してください。

**⑱ 耐震・性能確認資料**

- ・前頁参照

**⑲ ZEH水準・性能確認資料**

- ・前頁参照

**⑳ バリアフリー加算・性能確認資料**

- ・バリアフリー加算を受ける場合は提出してください。

**㉑ 地域住文化加算・性能確認資料**

- ・地域住文化加算を受ける場合は提出してください。

**《アップロードする書類等（買主が準備するもの）㉒》**

**㉒ 買主の印鑑登録証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）**

- ・共同事業実施規約や耐震要件に関する同意書に実印を使用した場合や電子契約による場合は、3ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書の写しも一緒に提出してください。